

## 目的条文

### 労働基準法

#### ■法1条（労働条件の原則）

①労働条件は、労働者が人たるに値する生活を営むための必要を充たすべきものでなければならない。

②この法律で定める労働条件の基準は最低のものであるから、労働関係の当事者は、この基準を理由として労働条件を低下させてはならないことはもとより、その向上を図るように努めなければならない。

#### ■法2条（労働条件の決定）

①労働条件は、労働者と使用者が、対等の立場において決定すべきものである。

②労働者及び使用者は、労働協約、就業規則及び労働契約を遵守し、誠実に各々その義務を履行しなければならない。

## 労働安全衛生法

### ■法1条（目的） H24年、R元年 選択式

この法律は、労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）と相まって、労働災害の防止のための危害防止基準の確立、責任体制の明確化及び自主的活動の促進の措置を講ずる等その防止に関する総合的計画的な対策を推進することにより職場における労働者の安全と健康を確保するとともに、快適な職場環境の形成を促進することを目的とする。

### ■法2条（定義） H30年選択式

この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

#### （1）労働災害

労働者の就業に係る建設物、設備、原材料、ガス、蒸気、粉じん等により、又は作業行動その他業務に起因して、労働者が負傷し、疾病にかかり、又は死亡することをいう。

#### （2）労働者

労働基準法第九条に規定する労働者（同居の親族のみを使用する事業又は事務所に使用される者及び家事使用人を除く。）をいう。

#### （3）事業者

事業を行う者で、労働者を使用するものをいう。

#### （3-2）化学物質

元素及び化合物をいう。

#### （4）作業環境測定

作業環境の実態を把握するため空気環境その他の作業環境について行うデザイン、サンプリング及び分析（解析を含む。）をいう。

## 労働者災害補償保険法

### ■法1条（目的）

労働者災害補償保険は、業務上の事由、事業主が同一人でない二以上の事業に使用される労働者（以下「複数事業労働者」という。）の二以上の事業の業務を要因とする事由又は通勤による労働者の負傷、疾病、障害、死亡等に対して迅速かつ公正な保護をするため、必要な保険給付を行い、あわせて、業務上の事由、複数事業労働者の二以上の事業の業務を要因とする事由又は通勤により負傷し、又は疾病にかかった労働者の社会復帰の促進、当該労働者及びその遺族の援護、労働者の安全及び衛生の確保等を図り、もって労働者の福祉の増進に寄与することを目的とする。

### ■法2条（管掌）及び法2条の2

労働者災害補償保険は、政府が、これを管掌する。

労働者災害補償保険は、第一条の目的を達成するため、業務上の事由、複数事業労働者の二以上の事業の業務を要因とする事由又は通勤による労働者の負傷、疾病、障害、死亡等に関して保険給付を行うほか、社会復帰促進等事業を行うことができる。

### 【問題】

### ■法1条（目的）

労働者災害補償保険は、【　】の事由、事業主が同一人でない二以上の事業に使用される労働者（以下「【　】」という。）の二以上の事業の業務を要因とする事由又は【　】による労働者の負傷、疾病、障害、死亡等に対して迅速かつ公正な保護をするため、【　】を行い、あわせて、業務上の事由、複数事業労働者の二以上の事業の業務を要因とする事由又は【　】により負傷し、又は疾病にかかった労働者の【　】、当該労働者及びその遺族の援護、労働者の【　】の確保等を図り、もって労働者の福祉の増進に寄与することを目的とする。

### ■法2条（管掌）及び法2条の2

労働者災害補償保険は、【　】が、これを管掌する。

労働者災害補償保険は、第一条の目的を達成するため、業務上の事由、複数事業労働者の二以上の事業の業務を要因とする事由又は通勤による労働者の負傷、疾病、障害、死亡等に関して保険給付を行うほか、【　】を行うことができる。

## 雇用保険法

### ■法1条（目的）

雇用保険は、労働者が失業した場合及び労働者について雇用の継続が困難となる事由が生じた場合に必要な給付を行うほか、労働者が自ら職業に関する教育訓練を受けた場合及び労働者が子を養育するための休業をした場合に必要な給付を行うことにより、労働者の生活及び雇用の安定を図るとともに、求職活動を容易にする等その就職を促進し、あわせて、労働者の職業の安定に資するため、失業の予防、雇用状態の是正及び雇用機会の増大、労働者の能力の開発及び向上その他労働者の福祉の増進を図ることを目的とする。

### ■法2条（管掌）

- ①雇用保険は、政府が管掌する。
- ②雇用保険の事務の一部は、政令で定めるところにより、都道府県知事が行うこととすることができる。

### ■法3条（雇用保険事業）

雇用保険は、第一条の目的を達成するため、失業等給付及び育児休業給付を行うほか、雇用安定事業及び能力開発事業を行うことができる。

### 【問題】

### ■法1条（目的）

雇用保険は、労働者が失業した場合及び労働者について【　】が困難となる事由が生じた場合に必要な給付を行うほか、労働者が【　】を受けた場合及び労働者が子を養育するための休業をした場合に必要な給付を行うことにより、労働者の生活及び雇用の安定を図るとともに、【　】を容易にする等その就職を促進し、あわせて、労働者の職業の安定に資するため、失業の予防、雇用状態の是正及び雇用機会の増大、労働者の【　】その他労働者の福祉の増進を図ることを目的とする。

### ■法2条（管掌）

- ①雇用保険は、【　】が管掌する。
- ②雇用保険の事務の一部は、政令で定めるところにより、【　】が行うこととすることができる。

### ■法3条（雇用保険事業）

雇用保険は、第一条の目的を達成するため、失業等給付及び育児休業給付を行うほか、【　】を行うことができる。